



鳥現企労第58号

2005年2月18日

鳥 取 県 知 事

片 山 善 博 様

鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 有 本 年 光



労働協約改訂に関する申し入れ

労働協約第52条の規定に基づき、下記要綱のとおり改訂を申し入れます。

記

- 1 組合員の生活水準を維持し、将来に対する不安のない賃金水準を確保すること。
- 2 第2条に係わる現業職の各職名を必要に応じて業務実態に合った職名に変更すること。
- 3 第32条(扶養手当)、第33条の3(住居手当)、第34条(通勤手当)を次のとおり改正する。
・額を引き上げる。
- 4 第47条(賃金等で雇用する組合員の給与)を次のとおり改正する。
・賃金で雇用する組合員の給与については、組合員との均衡を考慮し改善を図ること。
- 5 賃金職員の通勤手当の引き上げと、住居手当の支給を行うこと。



鳥 取 県 知 事
片 山 善 博 様

鳥現企労第59号
2005年2月18日

鳥取県現業公企職員労働組合

執行委員長 有本年光



要 求 書

労働条件・勤務体制について下記のとおり要求します。

記

- 1 事前協議制を遵守すること。
- 2 組合員が従事している業務については、直営を堅持すること。
- 3 退職等によって欠員が生じた場合は、速やかに補充すること。
- 4 業務量に応じた職員配置の基本をもとに、必要人員については増員および新たな職種を新設すること。
- 5 育児休業をはじめ介護休暇・産休・病欠によって欠員が生じる場合には、業務に支障のないように代替職員を配置すること。
- 6 時間外勤務手当の適正な支給を行うこと。
- 7 再任用制度については本格的運用に向けて、今後も労使が十分な協議を行うこと。
- 8 非常勤職員の特別休暇を改善すること。